

# シンガポールのファストトラックプログラム（早期審査制度）



SPRUSON & FERGUSON (ASIA) PTE  
LTD

Daniel Collopy  
Principal / 弁護士

Daniel Collopy 氏は Spruson & Ferguson の弁護士であり、またシンガポール社会科学大学およびシンガポール知財アカデミーにて知財法の非常勤講師としても活躍している。Spruson & Ferguson は、アジア太平洋全域において知財全般にわたるサービスを提供する、同地域の第一線に立つ知財事務所であるとともに、また、特許、商標の各専門分野の弁理士や知財弁護士をはじめ、400 名を超えるチームを有し、アジア太平洋の各地域における洗練された知識と豊富な経験を有する希少な知財事務所の 1 つでもある。

## 【概要】

シンガポールでは、「SG IP Fast Track（シンガポール知財早期審査制度）」により特許および同特許に関連する商標やデザインの審査を促進することができ、企業や個人は、製品ライフサイクルの短い新たな技術や環境または公衆衛生の基盤技術関連の発明において、知的財産の保護に関する権利をわずか 6 か月で取得することができる。以下に本制度の詳細を説明する。

## 【詳細】

### 1. シンガポール特許早期審査制度（SG Patent Fast Track Program）

#### （1）背景

2020 年 5 月、シンガポール知的財産庁（IPOS）は、「シンガポール特許早期審査制度（SG Patent Fast Track Program）（以下、「特許早期審査制度」という）」を開始した。この制度は、IPOS が 2018 年と 2019 年にそれぞれ開始した、テクノロジーに特化した「フィンテック ファストトラック（FinTech Fast Track）」および「AI 早期審査イニシアチブ（Accelerated Initiative for Artificial Intelligence）」に替わる制度である。特許早期審査制度は、すべての技術分野の特許出願が対象である。なお、2 年間の試行で 2022 年 4 月 29 日に終了する予定である。（追補：2024 年 4 月 30 日まで延長されました。）

## (2) 制度概要

通常の特許出願の場合、特許の付与までの期間が少なくとも2年であるのに対し、特許早期審査制度を利用した場合、シンガポール特許が6か月以内に付与されることが期待できる。なお、制度の申請において費用は発生しない。

特許早期審査制度では、発明の特許性に関する最初の見解書が通常と比べてはるかに早い時期に出願人に届く。出願人はシンガポールでの肯定的な審査結果を活用して、特許審査ハイウェイ（PPH）およびASEAN特許審査協力（ASPEC）プログラムを利用して対応する外国出願の審査を促進することができる。

特許早期審査制度を申請する要件は、シンガポールで第一国出願（つまり、優先権主張なし）を行い、請求項は20を超えないことである。また、出願と同時に調査および審査の請求を行う必要があり、出願時に発明が関連する技術分野の特定および審査促進を求める理由を記載した書類を提出する必要がある。以下の技術分野に関連している特許出願が審査促進の理由となりえる。例えば、フィンテック、インダストリー4.0、人工知能（AI）などに関連する製品ライフサイクルが短い新たな技術、または食料安全保障、気候変動の緩和、廃水とスマートエネルギー管理、またはCOVID-19対応の治療薬などの環境または公衆衛生基盤に関する技術である。

特許早期審査制度は、先着順で1月あたり5件の申請のみ受け付けている。また、IPOSは出願人単位で年間の申請数の上限（10件）を設けている。申請者は、ファストトラックの状態を維持するために、方式審査不備報告書

（formalities examination adverse report）を受け取ってから2週間以内、および見解書（written opinion）を受け取った日から2か月以内に応答する必要がある。

## 2. シンガポール知財早期審査制度（SG IP Fast Track）

2020年9月、IPOSは「SG Patent Fast Track Program」の名前を「SG IP Fast Track」に変更し、対象の法域を拡張し、商標および登録意匠出願も含め

た。拡張された早期審査制度により、シンガポール知財早期審査制度（以下、「知財早期審査制度」という）を利用する特許出願の出願人は、件数の制限なく、関連商標および登録意匠出願の審査促進を申請することができる。拡張された制度では、商標出願については、単純な出願の場合は3か月、複雑な出願の場合は6か月、登録意匠出願は、早ければ1か月で登録される。

上述のように、シンガポールの知財早期審査制度は、革新的な企業が製品の知的財産に関する権利をわずか数か月で包括的に保護でき、製品の構想から発売までの期間を短縮することで企業に競争優位性をもたらす。拡張された促進プログラムは追加料金が発生せず、既存企業だけでなく新興企業にとっても魅力的な選択肢である。

商標および意匠登録出願が知財早期審査制度の対象となるためには、特許出願に「関連して」いる必要がある。この「関連して」とは、特許出願に含まれている発明に関連している、または発明に関連する製品およびサービスに使用されるということである。

この制度により商標または意匠登録出願がなされると、出願人は審査の過程で期間延長を申請してはならず、早期審査の状態を維持するためには、不備またはオフィスアクションに対し、商標については通知の発行から1か月以内に、登録意匠については通知の発行から2週間以内に応答しなければならない。また、商標については、標準的なマークのみが対象となり、連続商標、証明商標、団体商標、立体商標などの「非標準的」な商標は、早期審査の対象とはならない。

明細書に記載の商品およびサービスは、IPOSが承認した分類データベースに基づかなければならず、新規または特殊な表記の商品およびサービスは、通常審査の下で審査されなければならない。

関連する商標および登録意匠の出願は、関連する特許出願が知財早期審査制度の対象として登録された旨の通知を受領後1か月以内に、同時または個別で提出する必要がある。ファストトラックの申請の際には、以下の書類が必要である。

- ・商標および／または登録意匠の出願番号、
- ・関連する特許出願番号および特許出願が「知財早期審査制度」の対象であることを示す特許予備審査報告書の写し、
- ・審査促進を求める商標および／または登録意匠出願が当該特許出願に関連しているという宣誓書

### 3.まとめ

IPOSは、知的財産のポートフォリオを構築したい企業のために、シンガポールにおける特許および同特許に関連する商標や意匠の知的財産登録を促進する制度を提供し、企業や個人が最短6か月で知的財産のポートフォリオを登録することを可能にしている。

#### 【ソース】

シンガポール知的財産庁 (IPOS)

- ・Extension of SG IP FAST Track Programme and Sunset of 12 Months File-to-Grant Programme (Circular No. 3/2022, dated 22 April 2022)

[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/\(2022\)-circular-no-3.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2022)-circular-no-3.pdf)

- ・Expansion of SG Patent Fast Track Programme on 1 September 2020 (Circular No.9/2020, dated 25 August 2020)

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/circulars/2020/tm-circular-no-9-of-2020.pdf>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)